

岩手県告示第44号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、肥料の登録事項の変更について次のとおり届出があった。

令和8年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称	変更事項	変更内容		変更年月日
					変更前	変更後	
岩手県第 232号	蒸製毛粉	蒸製毛粉	住田フーズ株式会社	代表者の氏名	加納 雄三	吉川 達哉	令和7年6月27日